

訪問介護及び総合事業の第1号訪問事業に係る解釈について

第1 同居家族がいる場合の訪問介護及び総合事業の第1号訪問事業の生活援助の提供について（千葉市被保険者に提供する場合に限る）

1 原則

生活援助は、利用者が独居若しくは同居家族等が障害・疾病等により介護を行うことが困難な場合のみ行える。（身体介護と併せて利用した場合も同様の取扱とする。）

2 「同居」、「別居」の判断

ア 別居

本人の居住している家屋から、一旦、外にでなければ家族の居住部分に立ち入ることができない場合は別居とする。

ここでいう外とは、本人及び家族が居住している専用部分以外の部分（公道、他人の私有地、マンションの共用部分（廊下、階段等））のことをいう。

（具体例）

- ・集合住宅（マンション等）において、家族が同一棟の別室に居住 → 別居

イ 同居

上記ア以外であって、家屋の構造上、玄関・居室・台所・浴室の独立性がない場合は、「同居」。

また、玄関・居室が独立していても、台所・浴室が家族と共に用の場合は、「同居」と判断される。

（具体例）

- ・同一家屋で、玄関は独立しているが、台所・浴室等が共用の場合 → 「同居」

ウ 生活実態による判断

上記ア以外であって、家屋の構造上、玄関・居室・台所・浴室が独立している場合は、生活実態によって判断する。

- ・日常の買い物、食事等が家族と別で、生計の同一性がない場合 → 別居
- ・日常の買い物、食事等が家族と一緒に若しくは生計の同一性がある場合 → 「同居」

※生計の同一性は、日常の食費や水道光熱費の支払い、税扶養の有無等で判断する。

（具体例）

- ・集合住宅（マンション等）において、玄関・部屋が別々であるが、室内の階段又は扉で家族の部屋とつながっている場合 → 生活実態による判断
- ・同一敷地内の別棟に家族が居住 → 生活実態による判断
- ・同一家屋だが、玄関・台所・浴室等が独立している場合 → 生活実態による判断

3 同居家族がいても生活援助を行えるケースの例

- (1) 同居家族が疾病・障害等で家事が困難である。(単に高齢であることや、疾病があることのみでは該当しない。実態として家事ができない状況であることが必要)
- (2) 家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できず、これを放置することで利用者の生命身体が危険にさらされる。
- ※家事ができない(したことがない)、忙しい(仕事・育児・介護等)、面倒だなどは該当しない。
- ※腰痛により通常の掃除は可能だが、床のふき掃除など腰をかがめる掃除ができない場合など、家事の一部が疾病等により行えない場合には、行えない部分のみ生活援助の対象とすることが可能。
- ※(2)については、虐待事例として、地域包括支援センター等に相談をしているケースとする。
- ※いずれのケースにおいても、同居家族がいても生活援助を行える理由と行う生活援助の範囲をケアプランに位置づけること。

4 いわゆる日中独居の取扱いについて

日中、生計を支えるための仕事等、やむを得ない理由により同居家族全てが外出している間の生活援助は一部提供することが可能である。提供できる生活援助の基本的考え方は、以下のとおり。

- ・家族がいない間に必ず行わなければ日常生活に支障が生じるものについてのみ提供可能。
- ・掃除や洗濯等、家族が帰宅してから行えるものに関しては提供不可。

(提供できるサービスの例)

家族がいない間の食事作り、またその食事作りに係る買出し。

(提供できないサービスの例)

掃除、洗濯

5 一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

(1) 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為。

利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し、主として利用者が使用する居室等以外の掃除(※注)、来客の応接(お茶、食事の手配等)、自家用車の洗車・清掃 等

(2) 「日常生活の援助」に該当しない行為

ア 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
草むしり、花木の水やり、犬の散歩、ペットの世話 等

イ 日常的に行われる家の範囲を超える行為

家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理、ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月、節句等のための特別な

手間をかけて行う調理 等

※注 主として利用者が使用する居室等以外の掃除の考え方

原則として、同居家族のいる場合には掃除を行えないこととしているため、通常は想定されない。独居の場合若しくは同居家族が疾病又は障害で家事を行えない場合には、利用者が通常利用する部分（共有部分含む。）について、利用者の日常生活に支障がないよう行う掃除は可能である。

掃除を行う場所や頻度については、個々の利用者の状況により、それを行わないことによって日常生活に支障ができるかどうかを検討のうえ、判断されたい。その際は掃除の範囲等について、サービス担当者会議において検討するなどし、ケアマネジャー、サービス事業者、利用者の三者で共通認識を持ち、それをケアプランに位置づけることとする。

6 身体介護に含まれる生活援助的なサービス

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助は、原則として生活援助となるが、以下のケースについては身体介護に含まれるため、同居家族がいても提供は可能である。

（1）特段の専門的配慮をもって行う調理

嚥下困難者のための流動食等の調理

（2）自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- ア ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- イ 認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
- ウ 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
- エ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- オ 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- カ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
- キ 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- ク 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- ケ ゴミの分別が分からず利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助
- コ 認知症の高齢の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

- サ 洗濯物と一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- シ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- ス 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修
- セ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- ソ 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- タ 上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの

※あくまで自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から行われるものであり、生活援助の代替手段として行うものではない。

※自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助を予定していたが、本人の体調不良で本人は家事等を行わず、全てをヘルパーが行った場合には生活援助の対象となる。この場合において、当該利用者に同居家族がおり、生活援助の算定要件を満たさないときは自費となる。この取扱いについては事前に利用者や家族等に十分説明し了解を得ること。

※特に自立生活支援的行動を行っていない（ただ寝ていたり、座っていたりする。）利用者に対する単なる見守りは身体介護の対象とはならない。

※運動療法に位置づけられるものは医療系の専門的技能を必要とするため、訪問介護の対象とならない。そのため医師の指示を受けたりハビリ体操の援助や見守りは訪問介護の対象とならない。

第2 訪問介護における「散歩介助」について

介護保険の算定についての留意点は次のとおり。

- ア 単なる散歩（目的のない趣味嗜好の領域に係るもの）は介護保険の対象とならない。
- イ 閉じこもり防止かつ運動機会の確保等の目的をもち、適正なケアマネジメントに基づき行える散歩であれば、「自立生活支援のための見守り的援助」として算定可能。
- ウ 運動療法に位置づけられるものは医療系の専門的技能を必要とするため、訪問介護の対象とならない。